沖縄県建設行政情報システム更改に係る情報提供依頼 質問に対する回答

建設行政情報システム更改に係る情報提供依頼への質問事項について、下記のとおり回答いたします。 (Noは質問書の到着順)

No	項目等	内容	回答
No.	沖縄県「建設行政情報システム」機能要件対応表	「進捗管理の入力が行えること。」とありますが、箇所割当予算額に対する 契約額の進捗率と認識してよろしいでしょうか。それ以外であれば、具体的	ご認識のとおり、箇所割当予算額に対する契約額の進捗となります。
		I.	ご認識のとおり、取抜番号機能は必要な機能となります。
2	ム」機能要件について	か。 また、取抜番号指定には、委託案件で工事業者を指名した場合、取抜番号が使用できないという仕様も必要と考えます。	
3	成績評定システムの評定基準について	成績評定システムで対応する評定基準は、「土木工事」「建築工事」「土 木委託」「建築委託」と認識しています。相違ないでしょうか。	相違ございません。
4	成績評定システムの帳票について	成績評定システムで出力する帳票は国の基準に従い、以下の帳票と認識しています。相違ないでしょうか。 土木工事用の考査項目別運用表 土木工事用の工事成績採点表 土木工事用の細目別評定点採点表 建築工事用の知言を点採点表 建築工事用の細目別評定点採点表 建築工事用の細目別評定点採点表 建築工事用の考査項目別運用表 土木委託(段階評価)用の委託業務等成績評定表 土木委託(段階評価)用の業務評定項目 土木委託(段階評価)用の業務評定項目 土木委託(段階評価)用の採点表 土木委託(段階評価)用の採点表 土木委託(段階評価)用の採点表 土木委託(得点率評価)用の採点表 土木委託(得点率評価)用の採点表 土木委託(得点率評価)用の採点表 土木委託(得点率評価)用の業務が減減に表 土木委託(得点率評価)用の業務が減減に表 土木委託(得点率評価)用の業務が減減に表 土木委託(得点率評価)用の業務が減減に表 土木委託(得点率評価)用の業務が減減に表 土木委託(得点率評価)用の実施議算に表 土木委託(得点率評価)用の採点表	相違ございません。
5	業務委託調達仕様書 P23 5.4.2 データ移行	開発中における現行ベンダーへの問合せ工数は、当見積金額に含める想定でしょうか。また、現行ベンダーへの依頼はどこまで対応が可能でしょうか。	問合せ工数は、見積金額に含めてください。 データ仕様に係る問合せ、機能(オンライン機能、バッチ機能、インター フェース連携機能)に係る問合せを予定しています。
6	業務委託調達仕様書 P35.36 6.2.9 利用者管理	職員様にて設定ができるように、所属・職員セットアップ機能を提供するので、年度末の一括登録が必要な場合を除き、日々の設定については沖縄県様にて対応いただくことで運用が円滑に実施できると考えます。上記の考え方で対応を想定させていただいてもよろしいでしょうか。	問題ございません。
7		第2分類の起工/入札/契約に現行対応している非課税の管理について次期システムにおいて必要と想定しますが、相違ないでしょうか。	相違ございません。
8		第2分類の起工/入札/契約、変更について、現行監督員は9名管理 できるようにされています。次期システムにおいて必要と想定しますが、相違 ないでしょうか。	相違ございません。
9		第2分類の参加業者登録について、JV型指名競争入札は沖縄県独自入札方式となります。以下の内容が必要と想定しますが、相違ないでしょうか。 ・県独自委託指名競争対応(県指定グループ分け後にJV対応し入札)のため、選定した業者をグループ分けし、その結果の指名通知を出力できること。・JV構成は2業者構成、3業者構成のパターンがある。・指名通知書出力後は、グループ分け内容はクリアしても問題ない。その場合は、入力した業者明細の一括削除など作業効率がよい対応ができること。・グループ分けした業者同士で特定JVを構成した結果を登録し、その業者で選定ができること。・特定JVで登録した構成員が他のJVに登録されているなどの重複登録にならないように案件内でチェックをすること。	相違ございません。

沖縄県建設行政情報システム更改に係る情報提供依頼 質問に対する回答

建設行政情報システム更改に係る情報提供依頼への質問事項について、下記のとおり回答いたします。 (Noは質問書の到着順)

No.	項目等	内容	回答
10		第2分類の参加業者登録について、審査時の経緯とその結果判断を入 札案件単位および業者明細ごとに管理する仕様は次期システムにおいて 必要と想定しますが、相違ないでしょうか。 (入札案件単位:所長評価、主管課長評価、委員会評価) (業者単位:所見、修復(仮説)、施工、安全、所長、課長、委員 会) なお、チェックする箇所は、執行方式(本庁契約本庁監督工事など)に よって変更されます。	相違ございません。
11	,	第2分類の参加業者登録について、参加業者が特定JVの場合、代表者の手持ち件数・工事金額と、構成業者業者分の手持ち件数・工事金額を管理できるようにする仕様は次期システムにおいて必要と想定しますが、相違ないでしょうか。	相違ございません。
12		JV業者登録時に個別に指定する工種の業者を選択できる仕様は次期システムにおいて必要と想定しますが、相違ないでしょうか。 例 JV構成員 A業者:工事 B業者:水道 C業者:電気 業者への実績反映は、出資比率に応じ、各選択した工種に集計すること。	相違ございません。
13		技術者区分「管理技術者補佐」が従事する期間が、他案件の同期間と 重複していればエラーとするという仕様は次期システムにおいて必要と想定 しますが、相違ないでしょうか。	相違ございません。
14		第1分類の業者管理について、主観点管理管理項目が多くあり、30は 必要と認識していますが、相違ないでしょうか。	主観点項目は格付ごとに増えていることから、今後のことも踏まえ40は必要と考えています。
15		第1分類の業者管理について、既存ACCESSプログラムで出力される建設工事業者・コンサル業者の入札参加資格申請CSV取込機能は次期システムにおいて必要と想定しますが、相違ないでしょうか。	入札参加資格審査申請書(建設工事業者、コンサル業者)及び主観 項目データの CSV ファイルの取込が行えれば問題ございません。 また、次期システムでは既存ACCESSプログラムを使用せず次期システム 内でデータの修正等ができるものとします。
16		「Na85に業者管理サブシステムの資格確定済データをもとに、電子入札システム、入札情報サービスシステム(PPI)への連携ファイルを作成することができること」とありますが、連携ファイルを作成した上で、電子入札システムに連携できる機能が必要と想定します。相違ないでしょうか。	相違ございません。
17	業務委託調達仕様書 P24 5.4.2.データ移行 (1)移行データ	移行対象データの提供方法に「設計書(ファイル一覧、ファイルイアウト、コード仕様書)を提供する」とありますが、データ移行関連資料として提示できる資料は以下になります。 ・テーブル一覧資料:名称と概要が記載されている内容・テーブルイアウト資料:キーやバッケージ技術に抵触しない範囲の格納データ内容(データとして格納している日本語内容名称が主となります。) ・コード仕様書資料:職員コードや沖縄県様から提供され、そのまま設定しているコード 上記資料の提供とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。	テーブル一覧資料、テーブルレイアウト資料につきましては問題ございません。 コード仕様書資料につきましては、本県が提供したコード以外についても内容が分かる資料の提供をお願いいたします。